

【⇒表面から続き】

「社会との関わりが絶たれたような気持ちになった」と証言しました。最後に故郷の宮古島について質問されたZさんは、「貯金ができないので帰郷は無理だと思う。人生で一度は戻りたかった」と応えました。

孫から「ばあば、今日はお金あるの？」と問われ

小寺さん(78才・女性)は、生きがいである4人のお孫さんに「おばあちゃんらしいこと」をしてあげられなくなっ

ている辛さを語りました。引き下げで若い孫に絵本やおもちゃを買ってあげられず、「また今度ね」「ばあばお金ないねん」と答えていました。孫から「ばあば、今日はお金あるの？」と聞かれたときには本当に辛い思いでした。孫の記憶に残るように、銭湯や動物園などにつれて行ってあげたいと思っても、最近では手押し車を押さないと外出できない体になってしまい、それも叶いません。小寺さんは最後に裁判官に対し、「生活保護利用者がどんな生活をしているか、実態をよく見て判決をい



ただきたい」と訴えました。

期日後は報告集会を開き、次回12月7日(水)の結審期日へ向けて、署名や宣伝活動を強めることを確認しました。

第7回期日(結審)のご案内

12月7日(水)

午後1:20 淀屋橋駅宣伝
午後3:00 第7回期日
期日終了後 報告集会

第6回期日 西岡大輔医師の尋問

保護費の削減で世帯医療費が増加

9月27日の大阪高裁での期日において、西岡大輔医師(以下、「西岡医師」といいます)の尋問が行われました。

西岡医師は、社会学を専門に研究している、新進気鋭の研究者です。医師として臨床現場で生活保護受給者の方々を診察していただけではなく、社会福祉士等の資格も有し、貧困を抱える方々の生活環境面から、健康問題にアプローチしてきました。

西岡医師は、「生活保護受給者への給付額減少が医療費に与える影響：準実験研究」と題する論文(大阪弁護士団が証拠として提出)を書いています。この論文では、かつて、子どもに育加算が、子どもが3歳になると5千円減額されていたことに着目し、子どもが3歳になる前後での世帯医療費の変化を調べたところ、3歳になった直後に突然、世帯医療費が約2万5千円増加したという研究結果が報告されています。

大阪弁護士団は、保護費が減額されたことにより生じた健康被害やストレスなどの損害は、保護費が後から返還されても回復せず、

国家賠償請求が認められるべきだと主張してきました。

今回の尋問では、西岡医師が、研究者あるいは医師としての立場から、上記の論文に基づき、保護費の減額により健康被害やストレスが生じうることに付き、芯の通った受け答えをしてくださり、大阪弁護士団の主張に貴重な裏付けが得られました。

この素晴らしい尋問の結果を活かし、勝訴判決を取るべく、最終準備書面の作成に臨みたいと考えています。

(記事：西田陽子弁護士)